

板橋区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等実施要綱

(平成24年4月1日区長決定)

(趣旨) 第1条 この要綱は、東京都板橋区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年東京都板橋区規則第36号。以下「規則」という。）に基づき、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定又は指定更新の申請)

第2条 規則第2条第1項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者等の指定の申請又は指定の更新申請を行う者は、規則別記第1号様式の指定（更新）申請書に付表（別記第1号様式）を添付することにより行うものとする。

(指定の審査)

第3条 区長は、指定特定相談支援事業者等の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）から指定の申請があったときは、次の基準に従って審査するものとする。

- (1) 指定申請書又は添付書類の記載に不備がないこと。
- (2) 法令に定める指定基準に合致すること。
- (3) 法令に定める指定の欠格事由に該当しないこと。

2 区長は、規則第2条第2項の規定に基づき、指定すると決定したときは指定通知書（別記第2号様式）により、却下すると決定したときは却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(指定の更新の審査)

第4条 区長は、指定の更新を受けようとする指定特定相談支援事業者等から指定の更新申請があったときは、次の基準に従って審査するものとする。

- (1) 提出期限までに申請書が提出されたこと。
- (2) 指定更新申請書又は添付書類の記載に不備がないこと。
- (3) 法令に定める指定の更新基準に合致すること。
- (4) 法令に定める指定の更新欠格事由に該当しないこと。

2 区長は、審査に当たっては、前項に定める基準のほか次の事項を参考とする。

- (1) 区に寄せられた苦情・情報提供・相談等
- (2) 自立支援給付の請求データ等の分析結果の状況

(3) 区が行った指導又は監査の結果 (4) 指定特定相談支援事業者等に対する勧告、命令等及び指定の全部又は一部の効力の停止並びにこれらについての改善報告等

3 区長は、規則第2条第2項の規定に基づき、指定の更新をすると決定したときは指定更新通知書（別記第4号様式）により、指定の更新を行わないことを決定した場合は理由を示して更新却下通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知する。ただし、通知後に事業者の不正行為が判明するなど特段の事情があるときは、更新決定を撤回する場合がある。

(指定の取消し等)

第5条 規則第4条の規定に基づく指定の取消し又は停止は、指定取消停止通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、指定特定相談支援事業者等の指定等に係る手続その他必要な準備行為（以下「施行前の準備行為」という。）及び施行前の準備行為に使用された申請書その他の書類は、この要綱の相当規定により行われたもの及び相当様式によるものとみなす。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

付表 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定に係る記載事項

					受付 番号	
事業所	名称					
	所在地	(〒 —)				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業について定めてある条文等						
管理者	フリガナ		住所	(〒 —)		
	氏名					
	生年月日					
	当該事業所における相談支援専門員との兼務の有無				☐ 有 ☐ 無	
	他の事業所又は施設の従業者との兼務 (以下、有の場合記載)				☐ 有 ☐ 無	
	事業所の名称		兼務する職種			
	事業の種類		勤務時間			
従業員事 数者 (の 人 職 種 ・			相談支援専門員		その他の者	
		専従	兼務		専従	兼務
	常勤(人)					
	非常勤(人)					
	常勤換算後の 人数(人)					
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(有の場合、別紙に記載)				☐ 有 ☐ 無	

総 具の 合体 実的 施 な 体相 方制 談法 の支 援	事業の 主たる対 象とする 障害の 種類の 定めの有 無	☐ 有 ☐ 無
	主たる対 象として いない者 への対 応体制	
	医療 機関 や行 政と の連 携体 制	
	計画的な 研修又 は当該 事業所 における 事例の 検討等 を行う体制	
主 な 掲 示 事 項	営業日	
	営業時間	
	主たる対 象者	☐ 特定無し ☐ 身体障害者 ☐ 知的障害者 ☐ 精神障害者 ☐ 障害児 ☐ 難病等対象者
	その他の 費用	
	通常 の 事業 実施 地域	
添付書類		別添のとおり(登記事項証明書又は条例等、事業所の平面図、運営規程、経歴書、入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表)

- (備考)
- 1

特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方の指定を申請する場合についても、本様式1枚にまとめて提出してください。
- 2

「受付番号」欄は、記入しないでください。
- 3

「兼務」については、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所との兼務を除く。
- 4

「総合的な相談支援の実施体制の具体的な方法」については、具体的な内容について記載する他、それぞれ根拠となる書類も提出してください。
また、「主たる対象としていない者への対応体制」については、「事業の主たる対象とする障害の種類の定めの有無」が有の場合に記載すること。
- 5

「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別途資料として添付して差し支えありません。

6 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

第号年 月 日

書

別記第2号様式（第3条関係）

指 定 通 知

殿

東京都板橋区長

下記のとおり、指定したので通知します。

記

申請者（設置者）名	
事業所名	
所在地	
代表者名	
指定年月日	
指定有効期限	
事業の種類	

第号年 月 日

書

主たる対象者	
事業所番号	

別記第3号様式（第3条関係）

却下通知

殿

東京都板橋区長

年 月 日付であった指定申請については、下記の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。

第号年 月 日

書

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第 4 号様式（第 4 条関係）

指 定 更 新 通 知

殿

東京都板橋区長

下記のとおり、指定を更新したので通知します。

記

申請者（設置者）名	
事 業 所 名	

第号年 月 日

書

所 在 地	
代 表 者 名	
指 定 更 新 年 月 日	
指 定 有 効 期 限	
事 業 の 種 類	
主 たる 対 象 者	
事 業 所 番 号	

別記第5号様式（第4条関係）

更 新 却 下 通 知

殿

東京都板橋区長

年 月 日付であった指定の更新申請については、下記の理由により却下したので通知します。

記

書

却下の理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第6号様式（第5条関係）

指 定 取 消 通 知 書 停
止

殿

東京都板橋区長

下記のとおり、指定を取消したので通知します。

停止

記

事 業 所 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
取消（停止）年月日	
事 業 の 種 類	
事 業 所 番 号	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第号年 月 日

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
